

各種カード会員規約 一部改定のお知らせ

2025年1月31日(金)より以下の通り、各種カード会員規約を一部改定させていただきますのでご案内申し上げます。

※赤字部分が改定または追記となった箇所です。

※一部規約によって条項番号が異なる場合や表現が異なる場合がございます。

(イオンコーポレートカード、イオンマイスターカード、ホームックプロカードは規約改定の対象外)

<カード会員規約新旧対照表>

改定箇所のみ抜粋(句読点や「てにをは」等の軽微な修正は除きます。

現状	改定後
<p><u>第8条 (お支払い方法と費用の負担)</u></p> <p>③ カード利用による支払金を会員に起因する理由で遅延したとき、当行は、本人会員あてに振込用紙等を送付する場合があります。この場合は、本人会員は当該払込用紙等にて当行所定の金融機関等に入金するものとします。なお、金融機関等の払込手数料等は原則として本人会員が負担するものとします。</p>	<p><u>第8条 (お支払い方法と費用の負担)</u></p> <p>③ カード利用による支払金を会員に起因する理由で遅延したとき、当行は、本人会員あてに振込用紙等を送付する場合があります。この場合は、本人会員は当該払込用紙等にて当行所定の金融機関等に入金するものとします。また、本人会員は事務手数料、システム処理料およびその他弁済に係る費用として、当行指定の手数料を、当行に対して別に支払うものとします。 (ただし、カード利用による支払金がキャッシング利用代金のみ場合は除きます) なお、手数料については、当行ホームページでの告知、その他当行所定の方法で周知します。また、金融機関等の振込手数料等は原則として本人会員が負担するものとします。</p>